

都道府県・政令指定都市名	20 熊本市
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	文化市民局 人権推進部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	熊本市男女共同参画庁内推進会議	
設置年月日(西暦)・根拠	2006年8月14日	根拠: 熊本市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
長 の 役 職	文化市民局 人権推進部 部長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	くまもと市男女共同参画会議	
設置年月日(西暦)	2009年4月1日	
構 成 員	10 人 (女性 5 人、男性 5 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2019 年 4 月 ~ 2027 年 3 月	
名 称	第2次熊本市男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2023年度	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	熊本市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2008年12月24日
	施 行 日(西 暦)	2009年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)		
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	40 %			
根 拠	第2次熊本市男女共同参画基本計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・条例・規則(規定)、設置要綱に基づき設置しているもの				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(124)うち女性委員を含む審議会等数(97)		
			延総委員等数(1,402)延女性委員等数(386)	女性比率(27.5)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(120)うち女性委員を含む審議会等数(101)		
			延総委員等数(1,701)延女性委員等数(408)	女性比率(24.0)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(15)うち女性委員を含む審議会等数(14)		
			延総委員等数(550)延女性委員等数(124)	女性比率(22.5)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)		
			延総委員等数(111)延女性委員等数(5)	女性比率(4.5)	
目標値以外の目標設定	審議会等の設置等に関する指針				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	211 人	(2021 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	()		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(B)=(D+F+H)	(%)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	240	23	9.6	22	3	13.6	50	2	4.0	168	18	10.7
	うち一般行政職	214	21	9.8	19	3	15.8	47	2	4.3	148	16	10.8
支庁・地方事務所等	計	218	25	11.5	10	0	0.0	53	4	7.5	155	21	13.5
	うち一般行政職	114	11	9.6	6	0	0.0	27	2	7.4	81	9	11.1
全体	計	458	48	10.5	32	3	9.4	103	6	5.8	323	39	12.1
	うち一般行政職	328	32	9.8	25	3	12.0	74	4	5.4	229	25	10.9
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	33	3	9.1	2	0	0.0	2	0	0.0	29	3	10.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	262	39	14.9	554
	うち一般行政職	222	30	13.5	442	140	31.7
支庁・地方事 務所等	計	483	116	24.0	887	332	37.4
	うち一般行政職	258	39	15.1	362	123	34.0
全体	計	745	155	20.8	1441	512	35.5
	うち一般行政職	480	69	14.4	804	263	32.7
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	46	10	21.7	191	50	26.2

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	31	5	16.1	46	10	21.7	65	14	21.5
	うち一般行政職	28	4	14.3	39	6	15.4	62	13	21.0
支庁・地方事 務所等	計	36	4	11.1	73	18	24.7	107	43	40.2
	うち一般行政職	14	2	14.3	36	5	13.9	39	19	48.7
全体	計	67	9	13.4	119	28	23.5	172	57	33.1
	うち一般行政職	42	6	14.3	75	11	14.7	101	32	31.7
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	3	0	0.0	7	2	28.6	12	4	33.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○					○	◎				
係長級	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	487	131	26.9
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	292	138	47.3
うち上級	177	62	35.0
うち一般行政職	138	49	35.5
うち上級	108	30	27.8
うち警察関係	0	0	
うち上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	熊本市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性		うち管理 職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率 (%)		数(人)	比率 (%)
22	2	9.1	7	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	熊本市男女共同参画センターはあもにい		愛称・通称	はあもにい						
設置年月日(西暦)	1990年4月7日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設					
所在地等	郵便番号：860-0862 住 所：熊本市中央区黒髪3丁目3番10号 電話番号：096-345-2550 FAX番号：096-345-0373 ホームページ：http://www.harmony-mimoza.org/									
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： はあもにい管理運営共同企業体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： はあもにい管理運営共同企業体) その他()									
職 員 数	常勤	27	人、	非常勤	15	人	予算額	2021年度	168,834	千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項： 男女共同参画冊子制作、ラジオ出演等) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女共同参画に関する講座、資格取得講座等) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項：) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する図書、映像資料の貸し出し等) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項：) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： 市民グループ等の活動支援等、はあもにいフェスタ等) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 働き方相談所等) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項： 各種研修受講等) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項：)									

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等：	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容：				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名称： 概要： 7. その他 { 内容：	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 { 内容：

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	175,680	184,830	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.05 %	0.05 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	21,386	10,086	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	○
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他	○			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	熊本市子育て支援優良企業認定事業
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	女性の活躍応援協議会くまもと
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画週間における取組	記念講演会の開催、無料法律相談、法律講座の実施。		6月
・ DV防止啓発リーフレット、悩み相談カードの作成・配布	DV防止啓発リーフレット、悩み相談カードを作成し、関係機関等に配布		11月
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組	パープルリボンツリーの設置や民間支援団体と連携したパープルライトアップの実施		
・ 啓発情報誌の発行	啓発情報誌の発行		9月、2月
2. 表彰			
・			
3. 講座			
・ 出前講座	男女共同参画に関する各種講座		
・ 男女共同参画に関する講座	男女共同参画センターで実施		
・ テレワーク推進学習会	男女共同参画センターで実施		
・ 男性の生き方に関する講座	男女共同参画センターで実施		
・ DV防止講座	男女共同参画センターで実施		
・ 市民グループ企画による男女共同参画推進に係る講座	男女共同参画センターで実施		
4. 相談事業			
・ DV相談	配偶者等からの暴力についての相談		
・ 専門相談(法律)	離婚・親権・各種ハラスメントにまつわるさまざまな相談		
5. 情報収集・提供			
・ 情報資料室の運営	男女共同参画センターで実施		
6. 苦情処理			
・ 苦情処理	男女共同参画の推進に関する苦情の処理		
7. 交流促進			
・ 市民活動支援・連携事業	男女共同参画センターで実施		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 働き方相談所等	ハローワーク相談員による就労に関する無料相談		
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・ DV民間シェルター補助	民間シェルターの運営費補助を行う。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	熊本市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不平等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	熊本市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第1条 3 議員は、出産のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。 第86条 2 委員は、出産のため会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無		
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
公務、その他のやむを得ない事由		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	3
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること 本市執行部と協力し、取組方法を検討してまいる。		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	熊本市地域防災計画
該当部分の規定	<p>○女性や子ども、性的少数者等に対する対応</p> <p>1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策 男女共同参画センターはあもにいには、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るほか、主に女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備に努め、必要と考えられる避難用物資を会館内に備蓄しておくよう努める。また、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。 市は、啓発紙への記事掲載や防災出前講座・セミナー等の開催を通じて、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。</p> <p>2 関係機関との連携 平常時より、男女共同参画センターはあもにいが中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握を行うよう努める。 また、市は大規模災害時においてもDV 被害者への相談対応ができるよう、警察をはじめとした各関係機関やDV被害者支援団体との連携を強化するよう努める。 さらに、男女共同参画の視点のみならず、大規模災害発生時(特に避難所運営)において様々な生活上の困難を抱える市民等に対する正しい理解と認識のもとに多様性を尊重した対応がなされるよう、関係機関と連携し防災活動を積極的に推進する。</p> <p>3 大規模災害時の対策 大規模災害発生時においては、文化市民局対策部により、母子や単身女性、性的少数者等の避難者の受け入れを専門に行う避難所として男女共同参画センターはあもにいを開設するものとする。 男女共同参画センターはあもにいには、男女共同参画の視点に基づく避難所運営について周知徹底させるため、避難所の巡回等を行う。 市は、男女共同参画センターはあもにいや警察等関係機関と協力し、避難所等におけるDV や性犯罪防止対策に努めるほか、被害者からの相談受付を行う。</p>

調査時点コード:

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	53	2	3.8	
	市町村防災会議(委員のみ)	52	2	3.8	
	2 民生委員推薦会	7	1	14.3	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	18	2	11.1	
	4 地方社会福祉審議会	51	9	17.6	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	9	0	0.0	宅地所有者及び借地権者が委員に立候補し、選挙で選出されるため
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	1	14.3	
	12 市町村都市計画審議会	21	7	33.3	
	13 介護認定審査会	256	72	28.1	
	14 精神医療審査会	20	8	40.0	
	15 市町村国民保護協議会	59	4	6.8	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	10	2	20.0	
×	18 市街地再開発審査会				
×	19 障害支援区分認定審査会				
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	5	2	40.0	
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	550	124	22.5	
	女性委員0の審議会数	1			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	24	0	0.0	地方自治法第182条の規定により、議会での選挙により選任されるため。
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	監査委員候補対象となる女性弁護士が、市のほかの審議員に選任されていたため。
5	農業委員会	72	1	1.4	
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	
	合 計	111	5	4.5	
	女性委員0の委員会数	2			